

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第2項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（許可）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第5項（許可の基準）・ 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第2項
処 分 基 準： <p>銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができるものと認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：